



市役所からの お知らせ

*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

●文中「SC」はサービスセンターの略です。

3月21日(月)の
「振替休日」の「み収集」



3月21日(月)の振替休日は、「家庭ごみ」と「資源化物」を平常どおり収集します。収集日にあたっていている地区のかたは忘れなく。環境都市推進課

☎(099)9631

国保の日帰り人間ドックの申請を受け付けます

秋田市国民健康保険の「日帰り人間ドック」の受診申請を受け付けます。6月から始まる特定健康診査(メタボ健診)は無料ですが、人間ドックは、特定健診の検査項目に加えて詳細な検査を行うため、自己負担があります。

両方は受診できません。どちらを受診するか検討の上、お申し込みください。検査項目や自己負担額などはお問い合わせください。
対象▶秋田市国保加入者で、次の①～③のすべてを満たすかた
①来年3月31日時点で35歳以上
②今年4月までの加入月数が通算12か月以上

③国保税を完納している
*後期高齢者医療制度に加入しているかたは対象外です。

申請期間▶4月7日(木)～13日(水)の平日

持ち物▶国保被保険者証

申込場所▶特定健診課(市役所山王別館1階)・北部・西部・南部・河辺・雄和の各市民SC(東部市民SCでは受け付けません)、アルヴェ駅東SC(正面入り口付近)

ドックの実施医療機関▶市立秋田総合病院、秋田赤十字病院、秋田赤十字病院附属あきた健康管理センター、中通健康クリニック、秋田厚生医療センター、秋田県総合保健センター、白根病院

自己負担額▶1万2千円～1万7千円(ドック受診料の3割+受診料の消費税相当額)。なお、医療機関によって検査項目が異なるため、受診料にも違いがあります
定員(抽選)▶1千350人。抽選結果は、5月上旬までに、申請したかた全員にお知らせします

●問い合わせ

特定健診課 ☎(866)8903

はり・きゅう・マッサージ受療券を交付します

秋田市国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者に、4月から使える「はり・きゅう・マッサージ受療券」を交付します。

③の受療券(1回につき800円を助成)を交付します。申請はいずれも3月24日(木)から。

①国民健康保険

対象▶申請時に55歳～74歳で、申請前の国保税を完納しているかた
枚数▶20枚綴りを2冊まで(1回の申請で1冊を交付)

申請▶国民健康保険被保険者証と運転免許証など身元確認できるものを持って、国保年金課4番窓口(市議場棟1階)
問▶☎(866)2098

②後期高齢者医療

対象▶後期高齢者医療制度に加入しているかた
枚数▶15枚綴り1冊
申請▶後期高齢者医療被保険者証を持って長寿福祉課(市福祉棟2階)
問▶☎(866)2095

*①②とも、平日に、北部・西部・南部・河辺・雄和の各市民SC、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所でも受け付けます(東部市民SCでは受け付けません)。

市営住宅の管理は4月から指定管理者が行います

4月から、市営住宅などの維持管理は、指定管理者の一般財団法人秋田県建築住宅センター(中通二丁目アトリオンビル5階)が行

いますので、各種お問い合わせは、同センターへお願いいたします。

管理する施設▶市営住宅、市特定公共賃貸住宅、集会所や駐車場、児童遊園地などの共同施設

おもな業務▶定期募集や入退去手続き、修繕・保守管理、事故や災害など緊急時の対応、住環境の整備、苦情やトラブルの受け付けなど

*指定管理期間は5年間です。

◆市営住宅に関する問い合わせ

(4月1日(金)から)
☎(836)7850
FAX(836)7852

●指定管理に関する問い合わせ
住宅整備課 ☎(866)2134

道路の穴などを見つけたらご連絡ください

雪解けに伴い、道路の傷みが目立つようになってきています。危険な箇所を見つけたら、道路維持課へご連絡ください。みなさんからの迅速な通報が事故を未然に防ぎます。ご協力をお願いします。

危険箇所の例▶道路の穴や亀裂、道路側溝の損傷や蓋のがたつき、ガードレールや境界ブロックの破損、道路照明灯の不点灯、カーブミラーの損傷、土砂崩れ・倒木など
連絡先▶道路維持課 ☎(864)3643・FAX(864)0881
Eメール r_patrol@city.akita.akita.jp



包括外部監査の結果報告を受けました

2月8日、公認会計士で市の監査人である吉岡順子さんから、平成27年度包括外部監査の結果を報告していただきました(左の写真)。包括外部監査は、市の組織に属さない独立した立場の監査人が、市の事務をチェックするものです。

市では、報告された内容を十分検討し、適切に対処してまいります。総務課☎(866)2007

平成27年度の監査テーマ▶高齢者福祉事業・介護保険事業に関する事務の執行について

監査結果の要点

- ◆介護保険法上、要介護認定は申請日から原則30日以内に行わなければならないが、市の介護保険事業計画における目標設定は、実情を踏まえ35日とされている。同法に30日の定めがある以上、それに近づくような努力を継続する必要がある。
- ◆介護保険料の滞納者に対する催告について、体制整備の問題はあるものの、可能な時期に可能な体制で対象を絞って実施するなど、できるところから電話や訪問などを実施する必要がある。
- ◆介護保険料の催告書の送付に関して、そのタイミングや回数、対象者などのルールを定め、計画的に実施していく必要がある。
- ◆条例上、介護保険料を納期限後に納付する場合に延滞金が賦課されるが、対象となるすべての場合に賦課されているわけではないため、延滞金の網羅的な賦課に向けて可能なやり方を継続的に検討する必要がある。
- ◆エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)の認知度は上がってはいるが、目標には達していない。市の成長戦略の1つでもあることから、今後更なる認知度の向上を図る必要がある。

●問い合わせ 廃棄物対策課
☎(866)20076

ごみの不法投棄は、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下)の対象になります。引越などを出るごみは、分別して正しく処理しましょう。不法投棄を見つけたら、廃棄物対策課へご連絡ください。

やめよう！不法投棄

監視カメラ
みてるくん



●問い合わせ 消防本部救急課
☎(823)4019

なお、救急課では、標章の交付申請を受け付けています。該当要件などは、お問い合わせください。



2月19日に行
った贈呈式で

あきたし
秋田市への寄附
ありがとうございます

秋田市の福祉に役立ててほしいと、一般社団法人日本パーテナー協会秋田支部から、昨年10月に開催した「第28回NBA秋田チャリティークラケルパーティー」の収益金の一部5万円を、寄附していただきました。ありがとうございます。

●問い合わせ
福祉総務課☎(866)20092

申請により滞納処分
の手続きが猶予される
場合があります

税制度の改正により、4月1日(金)から、申請により「換価(かんか)差し押さえ財産の売却など」の猶予ができるようになります。

納期限が過ぎた市税を一度に納付することで、事業の継続や生活の維持が困難になる恐れがある場合など、一定の要件に該当すると

きは、納期限から6か月以内に申請すると滞納処分手続きが猶予される場合があります。詳しくは、納税課へご相談ください。

市税の休日納付窓口を開設

3月19日(土)・20日(日)に、納税課(市役所2階)に納付窓口を開設します。時間は午前8時30分〜午後5時15分。市・県民税、固定資産税、軽自動車税などの市税の納付と納税相談に応じます。

●問い合わせ
納税課☎(866)20058

AEDパッドを無償で
給付します

AED(自動体外式除細動器)が施設などで実際に使用された場合に、補充する電極パッドを無償で差し上げます。対象は、AEDを設置し、従業員が救命講習を実施するなどして「AED設置施設標章(右の画像)の交付を受けている施設です。

●問い合わせ



標章